佐賀県告示第 109 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 27 年 3 月 13 日

	佐賀県知事	Щ	〕
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因とな現 自然現象 の種類	土砂災害警戒区域 とでは で で で で で で で で で で で で で で で で で で
多久市	原口-1(204 -004_1)	急傾斜地	次の図のとおり
北多久	原口-2(204 -004_2)	の崩壊	
町大字	原口川1(204 -048)	土石流	
多久原	原口川2 (204 -049)		
	原口川4(204-051)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)